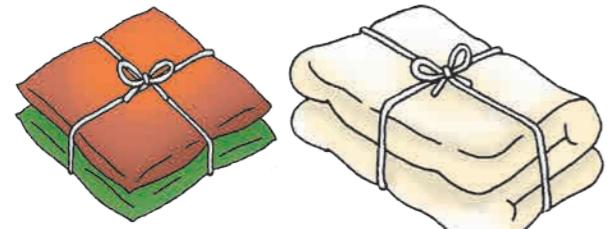


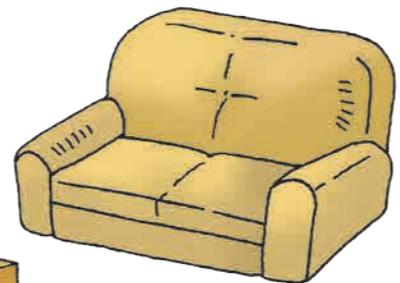
粗大ごみ

出せるもの

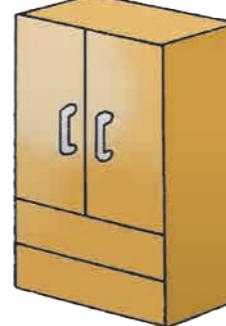
ふとん・座布団



ソファー



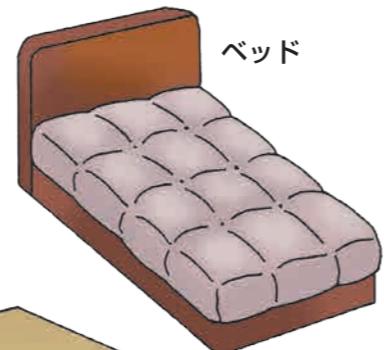
タンス



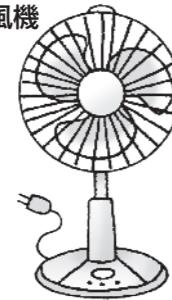
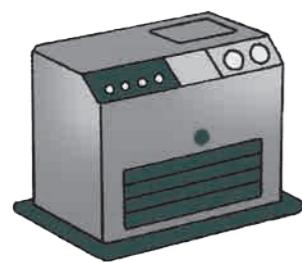
自転車



ベッド



ヒーター・扇風機



粗大ごみは戸別回収または、直接搬入で出せます。

出し方

シールを貼って
出してください



山県市
粗大ごみ処理券
400円

品目名
氏名

1. 品目名、氏名は、必ず記入してください。
2. この処理券は、よく見える所に貼ってください。
3. この処理券は、破損した場合は再発行できませんのでご注意ください。

山県市
粗大ごみ処理券
200円

品目名
氏名

1. 品目名、氏名は、必ず記入してください。
2. この処理券は、よく見える所に貼ってください。
3. この処理券は、破損した場合は再発行できませんのでご注意ください。

山県市
粗大ごみ処理券
100円

品目名
氏名

1. 品目名、氏名は、必ず記入してください。
2. この処理券は、よく見える所に貼ってください。
3. この処理券は、破損した場合は再発行できませんのでご注意ください。

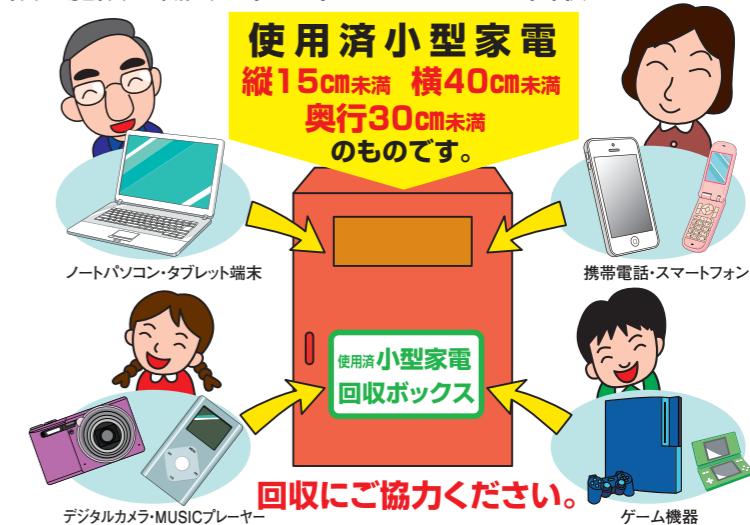
回収する使用済小型家電(品目指定)

電気や電池で動く小型家電には、金・銀・白金などの貴金属や精密機械の部品として有用なレアメタルといわれる金属が含まれていますが、これまで「もえないごみ」などとして処分されていました。皆さんのご家庭にある小型家電をリサイクルするために、市施設でのボックス回収にご協力をお願いします。なお、ボックスに入らない大きさのものは、設置施設の職員に申し出いただければ回収します。

対象品目

- | | |
|--------------|-------|
| ●携帯電話 | ●パソコン |
| ●デジタルカメラ | |
| ●ビデオカメラ・デッキ | |
| ●電子辞書 | |
| ●携帯音楽プレーヤー | |
| ●電子ゲーム機器 | |
| ●電卓 | ●カーナビ |
| ●カーステレオ | ●電話器 |
| ■上記品目の附属品や配線 | |

使用済小型家電
縦15cm未満 横40cm未満
奥行30cm未満
のものです。



岐阜県山県市

施設名	所在地	電話番号
山県市役所 本庁	山県市高木1000番地1	0581-22-2111
山県市役所 伊自良支所	山県市大門922番地4	0581-36-3301
山県市役所 美山支所	山県市谷合1358番地1	0581-55-3111
高富中央公民館	山県市佐賀588番地2	0581-22-3351
美山中央公民館	山県市岩佐1177番地1	0581-52-1106

市では収集しないごみ

① 家電リサイクル法対象品

(エアコン、ブラウン管テレビ・液晶テレビ・プラズマテレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)



家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)でリサイクルが義務付けられています。指定引取場所へ自己搬入するか、小売店または一般廃棄物収集運搬業者へ依頼してください。

処理方法

販売店に 引き取ってもらう場合	①商品を購入したお店に引き取ってもらう。 ②買い替えるお店に引き取ってもらう。 ※リサイクル料金・収集運搬料金が必要です
自分で指定引取場所へ 運ぶ場合	①商品・メーカーを確認 ②郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を支払う。 ③家電リサイクル券を商品に貼り、指定引取場所へ直接持ち込む。
一般廃棄物収集運搬 許可業者に依頼する 場合	①商品・メーカーを確認 ②郵便局で家電リサイクル券に必要事項を記入し、リサイクル料金を支払う。 ③家電リサイクル券を商品に貼り、一般廃棄物収集運搬許可業者に運搬費を支払い、指定引取場所へ運搬してもらう。 ※一般廃棄物収集運搬許可業者については市民環境課へお問い合わせください。